

みどりの協定に関する要綱

昭和62年3月24日区長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、東京都北区みどりの条例（昭和60年9月東京都北区条例第15号）第17条および18条に規定する協定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定期間)

第2 みどりの協定の有効期間は認定及び協定締結の翌日から5年以内とする。

(緑化計画書の作成)

第3 認定区域の住民の代表者又は協定締結された事業所等の代表者は区と協議のうえ植栽面積、植栽時期、樹種等必要とする内容の緑化計画書を作成し、計画的な植栽を図るものとする。

(植栽基準)

第4 緑化計画書に基づく植栽は、別に定める「北区緑化技術基準」によるものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。